

三重県暴力団排除条例が 改正されました

令和7年10月1日 施行



改正点

1

暴力団排除特別強化地域での禁止行為の規制



2

暴力団事務所の開設・運営に関する規制



3

名義利用等の禁止



☎ お問い合わせ

三重県警察本部 **059-222-0110**

詳しくはホームページを御覧ください。

三重県警察

検索



(公財) 暴力追放三重県民センター **0120-31-8930**



三重県警察
シンボルマスコット

ミーボくん

三重県暴力団排除条例の一部改正の概要

1 暴力団排除特別強化地域での禁止行為の規制 **【新設】**

- 暴力団の排除を特に強力に推進する地域として四日市市の繁華街を「暴力団排除特別強化地域」、同地域における規制対象の事業者（以下「特定営業者」という。）を指定
- 同地域における暴力団員と特定営業者との用心棒料の授受等を禁止し、罰則を設けた。

罰則 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

暴力団排除特別強化地域



四日市市西新地（市道西新地久保田線から北側及び東側の区域を除く。）、諏訪栄町及び西浦一丁目（市道西新地久保田線の区域を除く。）

特定営業者

- 風俗営業者（キャバクラ、パチンコ店、ゲームセンター等）
- 性風俗関連特殊営業者（ソープランド、デリバリーヘルス等）
- 特定遊興飲食店営業者（ナイトクラブ等）
- 接客業務受託営業者（コンパニオン派遣業等）
- 飲食店営業者（居酒屋、レストラン等）
- 風俗案内所を営む者
- 客引き、スカウト業を営む者

禁止行為

- 特定営業者が暴力団員から用心棒の役務の提供を受ける行為
※ 自首減免規定あり
- 特定営業者が暴力団員に用心棒料等を供与する行為
※ 自首減免規定あり
- 暴力団員が特定営業者に用心棒の役務の提供をする行為
- 暴力団員が特定営業者から用心棒料等の供与を受ける行為

2 暴力団事務所の開設・運営に対する規制 **【拡大】**

現行

- 学校、図書館等の保護対象施設の周囲200メートルにおける開設・運営の禁止
- 違反した場合は罰則（直罰）

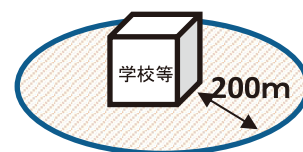
- 保護対象施設に「都市公園」を追加



改正後

- 都市計画法に規定される用途地域の区域内における開設・運営の禁止
※ 規制対象となる用途地域
住居系用途地域、商業系用途地域、工業系用途地域（工業専用地域を除く。）

- 違反した場合は中止命令を発出。命令違反には罰則



罰則 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

3 名義利用等の禁止 **【新設】**

- 暴力団員が他人の名義を利用することを禁止（名義利用）
- 暴力団員に自己又は他人の名義を貸すことを禁止（名義貸し）

暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用した場合又は暴力団に対し自己又は他人の名義を利用させた場合、調査・勧告・公表の対象とする。